

# 第24回 議会報告会 ～市民と議員の合同研修会～ 開催

**日時** 平成30年2月3日(土) 午後1時30分～3時50分  
**会場** 中央公民館 1F 大会議室 主催: 知立市議会

《第1部》 講演  
**演題** 「議会に何が求められ、市民はどう関わっていけばいいのか」  
**講師** 土山 希美枝 氏 (龍谷大学 政策学部 教授)  
 《第2部》 **市民との意見交換会**

報告会を通じて市民、市議会議員それぞれの目線で、議会について考える機会として開催します。市民の皆様のご来場をお待ちしております。

## 市議会を見てみよう!

## 議会豆辞典

**議会で** 3月議会日程  
開会は午前10時からです

日	月	火	水	木	金	土
2/18	19	20	21	22	23	24
	議会運営委員会					
25	26	27	28	3/1	2	3
	本会議 (開会・提案説明)		本会議 (一般質問)	本会議 (一般質問)	本会議 (一般質問)	
4	5	6	7	8	9	10
			本会議 (質疑)	本会議 (質疑) 予算・決算委員会		
11	12	13	14	15	16	17
	建設水道委員会、 予算・決算分科会	企画文教委員会、 予算・決算分科会	市民福祉委員会、 予算・決算分科会	予算・決算分科会 (予備日)		
18	19	20	21	22	23	24
	予算・決算委員会			議会運営委員会	本会議 (討論・採決・閉会)	

### 専決処分

地方議会においては、議会において議決すべき事件又は決定すべき事件に関して、必要な議決又は決定が得られない場合等には、議会と長の調整を図るための手段として専決処分という制度が認められている。専決処分には、長の専決処分(自治法179)と、議会の委任による専決処分(同法180)がある。長の専決処分とは、議会において議決又は決定すべき事件を普通地方公共団体の長が処分できることを指す。ただし、専決処分を行った場合、普通地方公共団体の長は、次の会議において、これを議会に報告し、その承認を求めなければならない(同法179Ⅲ)。議会の委任による専決処分とは、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものについて、普通地方公共団体の長がこれを専決処分することを指す(同法180Ⅰ)。

(出典 議会用語事典より)

**テレビで** 3月定例会の一般質問が放送されます

3月2日 (2月28日の質問)  
 3月8日 (3月1日の質問)  
 3月14日 (3月2日の質問)



**ネットで**

## 編集後記



知立市マスコットキャラクター「ちりゅっぴ」

昨年、91号日より発行後、嬉しいことが2つありました。1つは、乳児をお連れのお母さんが議会傍聴に来てくださったことです。「開かれた議会」を目指す私たちにとって、とても励みになる出来事でした。2つめは、前号を読んでくださった市民の方からご意見をいただいたことです。市民の方々とながらっていることを実感した出来事でした。

昨年は、地方議員の失態や失言がマスコミに多く取り上げられる1年でした。市民の方からの疑いの目が、私たちにも向けられているのではないかと、同じ議員の職に就く立場として、情けなさや憤りを感じました。市民目線から遠く離れたところで行動すれば、慢心が起き、市民不在に落ちるかも知れません。現場にその身を置く大切さを感じ、これからも市民の皆様の声をキャッチできる議員活動、そしてより良い議会だよりの発行に全力を尽くしていきます。

**市議会だよりについて**  
ご意見、ご要望をお聞かせください

**発行** 知立市議会  
**編集** 市議会だよりに編集委員会 知立市広見三丁目1番地  
 TEL(0566)95-0137 FAX(0566)83-5565  
 E-mail : gikai@city.chiryu.lg.jp ~表紙の写真も募集しています~